特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

令和2年6月11日

I 関連情報

①事務の名称 固定資産税関係事務 地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・信知資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されてあるが、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。 (地方税法第349条) 税額は総務大臣が生元する「固定資産評価基準」に基づき市町村長が「課税構準」となる価格を固定資産課税合帳に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以内の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準となる価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以内の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準となる価格は、3年毎に評価替えを実施している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格等資料を当に納税義務者に対して賦課を行い、納税通知書を作成・通知する。
地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第443条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項)、その課税標準となる価格に各市町村で設定する税率を乗じて取出、決定している。 課税標準となる価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準となる価格は、3年毎に評価替えを実施している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格等資料を基に納税義務者に対して賦課を行い、納税通知書を作成・通知する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)(②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議金を経由し、受領する。(地方税法第383条等) ③価格に対する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を遂付する。(地方税法第364条等) ⑤大災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条等) ⑥大月市税条例に規定された業務および他の法令等で規定された機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供を行う。 ②システムの名称 固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム 2、特定個人情報ファイル、課税台帳報ファイル、課税信報ファイル、課税台帳情報ファイル、課税台帳情報ファイル、課税台帳情報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課務信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報ファイル、課税信報で、選択該シーを検さする
2. 特定個人情報ファイル名 資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条および別表第1第16号並びに内閣府・総務省令第5号第16条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条および別表第1第16号並びに内閣府・総務省令第5号第16条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> しまなする
3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条および別表第1第16号並びに内閣府・総務省令第5号第16条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> しまなする
法令上の根拠 番号法第9条および別表第1第16号並びに内閣府・総務省令第5号第16条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> しまなする
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢>
く選択肢> 1) 実施する
1) 実施する
①実施の有無 [実施する] 2) 実施しない 3) 未定 3) 未定
番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条
5. 評価実施機関における担当部署
①部署 市民生活部税務課
OHED IN WATCH HEIMING
②所属長の役職名 税務課長

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

市民生活部税務課

請求先

401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8017

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

市民生活部税務課

連絡先

401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8017

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人未	満	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和2年3月10日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	董点項目評価書 (全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全項		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	読しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I -5-②所属長	税務課長 村上 明人	税務課長 横瀬 政弘		
平成29年4月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年4月1日時点		
平成29年4月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年4月1日時点		
平成30年7月19日	I-5-②所属長の役職	税務課長 横瀬 政弘	税務課長		
平成30年7月19日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年7月19日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年5月8日時点		
		を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成	税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項)、その課税標準となる価格に合い。 大帝に関いた。本の課税標準となる価格に合い。 大帝に関いた。 大帝に関いた。 大帝に関いた。 大帝に関いた。 大帝に対し、 大帝に対し 、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し 、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し、 大帝に対し		
平成30年7月19日	I −1−②事務の概要	接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第833条 等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条 等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等)	課を行い、納税通知書を作成・通知する。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される信如資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第833条等) ③価格に対する審査の申出(地方税法第432条) ④固資産課税占帳を基に賦課決定を行い、総法第364条等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による(地方税法第8354条等) ⑥天月市税を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条等) ⑥大月市税条例に規定された業務および他の法令等で規定された機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供を行う。		
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴う追加		
令和2年6月11日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和2年6月11日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		